

令和6年度独立行政法人環境再生保全機構調達等合理化計画の実績及び自己評価

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 調達の全体像について

- ・ 独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)における令和6年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数(少額随意契約の基準金額以下の調達を除く。)は65件、契約金額は806百万円であり、うち競争性のない随意契約は21件、契約金額は175百万円であった。
- ・ 令和5年度と比較して全体の金額が減少しているのは、令和5年度に実施した、令和6年度から開始される第5期中期計画期間に向けた大規模なシステム等の調達があったことが主な要因である。
- ・ 令和5年度と比較して競争性のない随意契約の件数及び金額が増加しているのは、新規業務の開始や次年度に追加が予定されている新たな業務の開始準備のためのレイアウト変更を行う等、新規業務に付随する調達が多くあったことが主な要因である。

表1 令和6年度の調達全体像

(単位:件、百万円)

	令和5年度		令和6年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(56.4%) 22	(89.6%) 1,669	(53.8%) 35	(54.8%) 442	(59.1%) 13	(△73.5%) △1,227
企画競争・公募	(10.3%) 4	(6.7%) 125	(13.9%) 9	(23.5%) 189	(125%) 5	(51.2%) 64
競争性のある契約(小計)	(66.7%) 26	(96.3%) 1,794	(67.7%) 44	(78.3%) 631	(69.2%) 18	(△64.8%) △1,163
競争性のない随意契約	(33.3%) 13	(3.7%) 69	(32.3%) 21	(21.7%) 175	(61.5%) 8	(153.6%) 106
合 計	(100.0%) 39	(100.0%) 1,863	(100.0%) 65	(100.0%) 806	(66.7%) 26	(△56.7%) △1,057

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 各年度の上段()書きは、各項目の合計に対する構成比、比較増△減欄の()書きは増△減率である。

(注3) 少額随意契約の基準金額以下の調達を除く。

(2) 一者応札・応募の状況について

機構における令和6年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、競争性のある契約のうち、一者応札・応募は3件、契約金額は26百万円であった。

なお、令和5年度と比較して件数が減少しているのは、これまでの一者応札改善の取組の継続及び一部の案件における更なる取組の結果、一者応札が解消されたことなどが主な要因である。また、金額が減少しているのは、令和5年度に実施した、令和6年度から開始される第5期中期計画期間に向けた大規模なシステム等の調達の一部が影響したことが主な要因である。

表2 令和6年度の一者応札・応募状況

(単位:件、百万円)

		令和5年度	令和6年度	比較増△減
2者以上	件数	20(76.9%)	41(93.2%)	21(105%)
	金額	1,659(92.5%)	605(95.9%)	△1,054(△63.5%)
1者	件数	6(23.1%)	3(6.8%)	△3(△50%)
	金額	135(7.5%)	26(4.1%)	△109(80.7%)
合 計	件数	26(100.0%)	44(100.0%)	18(69.2%)
	金額	1,794(100.0%)	631(100.0%)	△1,163(△64.8%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、企画競争及び公募)を行った計数である。

(注3) 各年度の()書きは、各項目の合計に対する構成比、比較増△減欄の()書きは増△減率である。

2. 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

(1) 一者応札・応募に関する取組【実施割合:100%】

調達における競争性及び透明性を維持するため、以下の取り組みを実施した。また、自主的な取組として、発生の都度、契約監視委員会へ報告し確認を受けた。

- ① 公告から入札までの期間について10営業日以上を確保した。
- ② 契約手続審査委員会による事前の審査については、競争性を確保するため、調達数量、業務範囲、スケジュール、必要な資格設定、業務の実績要件及び地域要件の妥当性について重点を置いた審査を実施した。
- ③ 調達情報に係るメールマガジンの活用等により、発注入札情報の更なる周知を図った。

(2) 一者応札・応募の改善に向けた取組の深化

従前1者応札となっていた案件の解消に向けて、一部の案件については、さらに以下の取り組みを実施した。その結果、一者応札の解消が進展するとともに、競争性が働いたことによって経済性についても改善した。さらに、それらの取組を通じて、当機構の事業に対する理解促進や調達の参加機会の拡大にも寄与した。

- ① 前向きな応札参加が見込める複数の業者へ積極的にヒアリングを実施。
- ② 積極的に新規業者への声掛けを実施。
- ③ 参加業者への配慮として、従前よりも公告開始から提案書提出までの期間を増やすことによる日数の確保。
- ④ 総合評価の評価項目及び配分について、事業実施体制や関連する事業の実績に加え、調達内容に係る有効な提案により加点されるよう見直しを実施。

3. 調達に関するガバナンスの徹底(【 】は評価指標)

(1) 随意契約に関する内部統制の確立【契約手続審査委員会による審査の件数:21件(全件)】

令和6年度に締結した随意契約については、契約手続審査委員会において、事前に審査を行い、会計規程に定める「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続きの実施の可否の観点で審査を実施するとともに、新規の案件については、契約監視委員会委員への事前説明を経た上で調達を行った。

(2) 不祥事の発生の未然防止等のための取組

【実施結果:国・政府関係法人の契約制度、入札談合等関与行為防止法等(令和6年10月)、最近の検査報告について(令和6年11月)】

政府関係法人会計事務職員研修を受講した職員から、他の機構職員に対し、上記研修を参考として、機構業務と密接に関連する内容の研修を実施した。

4. その他の調達事務における取組

(1) 入札参加機会拡大のための取組

令和6年度においては、入札参加機会拡大への対応として①・②の取り組みを実施した。

- ① 引き続き環境省ホームページの入札等情報に機構の調達情報のリンクを掲載していただくとともに、機構ホームページに入札公告や発注見通しを掲載した都度機構のトップページに新着情報として表示し、入札参加機会の拡大を図った。
- ② 発注入札関係アンケートを機構ホームページに掲載し、調達情報の入手経路や入札参加状況を把握し、入札参加機会の拡大に努めた。

(2) ワーク・ライフ・バランス等推進企業への対応

令和6年度においては、ワーク・ライフ・バランス等推進企業への対応として、調達内容の品質の

低下、事業の執行への支障等が生じない範囲で、総合評価落札方式及び企画競争(10件(全件))の評価加点項目として設定した。

(注)ワーク・ライフ・バランス等推進企業

- i) ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律その他関係法令に基づく認定を受けた企業
- ii) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づく一般事業主行動計画を策定した企業(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。)

(3) 調達等合理化計画及び自己評価結果等の公表

令和6年度において、調達等合理化計画及び自己評価結果等については、機構のホームページにて公表した。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとした。

(4) 審査・相談体制に関する運用の見直し

令和6年度において、経理業務では、限られた人員の中で通常業務に加えて機構全体の調達事務の審査や相談を行っており、契約件数の増加によって、審査以外の業務に割くべき時間の確保が困難となっていた。そのため、事務の見直しを進めるに当たり、その検討や意思決定を踏まえた土台作り、職員のボトムアップへの取組等、それらに向けた事務時間の創出等を目的として、各部からの相談等に係る予約相談制の仕組み(曜日及び時間帯を制限し、その範囲で日時・相談枠を予約)を導入することにより、効率的に相談を受けつつ、充実した指導・助言等を行うとともに、それ以外の業務に当てるべき時間を生み出すこととした。

(5) 調達事務に関する効率的かつ効果的な審査体制への見直し

令和6年度において、調達事務の適正性・透明性を確保しつつ、業務効率化による機構全体の事務時間の創出や業務の質の向上を目的として、新たに、実績に基づく四半期点検の仕組み(以下①、②)を導入・開始した。それにより、調達事務以外の業務(例えば事業の検討、事業実施等)に割くべき時間の創出、より充実したワーク・ライフ・バランスの推進等、機構業務の質の向上に大きく貢献した。

① 一般競争(最低価格落札方式)契約の点検

契約手続審査委員会の運用の見直しにおいては、審査に当たり、一般競争(最低価格落札方式)は公共調達における原則的な調達方法であり競争性も確保されていることから、契約手続審査委員会が四半期の実績に基づき点検を行い、指摘すべき事項が判明した場合には、その点検結果を速やかに反映するPDCAの仕組みとした。

② 少額随意契約の点検

少額随意契約案件の審査・点検方法の見直しにおいては、適正性の確保と事務手続きの効率化を両立させるため、経理部門において全件を事前確認する仕組みから、各部が調達を行った後、契約手続審査委員会が四半期の実績に基づき点検を行い、指摘すべき事項があった場合には、その点検結果を反映するPDCAの仕組みへと見直した。さらに、随意契約による場合の適正性を確保するため、従来以上に機構職員への積極的な指導・助言を行ったほか、より慎重に特命随意契約を取り扱うべく、上記の運用見直しを行いつつも事前相談や随意契約理由等の事前確認を行うこととする等、調達事務における適正性確保に向けた取組を充実させた。

(6) 調達事務に係る電子化の推進

管理部門において、改正電子帳簿保存法等への対応に係る費用対効果を含めた効率的かつ効果

的な事務処理手順の検討を進めるとともに、理事長のリーダーシップの下、令和6年8月に立ち上げた業務改革推進のための組織横断的なプロジェクトチームと連携し、機構全体で契約事務に係る事務処理手順の見直し及び電子化に向けた取組、令和6年度中に事業実施同等の電子決裁化等を実現した。それにより、業務効率化による事務時間の創出及び業務の質の向上、ペーパーレス化等による経費の削減を図ったことに加え、テレワークの活用による働き方改革にも大きく貢献した。

(7) 優良事例の収集及び横展開の取組

従来以上に積極的かつ継続的に調達改善等の職員意識を高めることによって、より質の高い業務を行うことを目的として、機構内における経費の効率化、調達の合理化、業務改善等に関する優良事例を収集し、半期に1度、理事会へ報告の上、機構内で共有する取組を構築し運用を開始した。また、令和6年度においては半年の事例創設及び収集期間を設け、適切に取りまとめた上で理事会報告を行い、機構内で共有を実施した。

(8) 事務事故ゼロについて

近年、特に経理部門は、限られた人員体制下での業務及び新たな業務に係る案件数の増加が重なる等、年間を通して繁忙状況が続いていた。また、令和6年度においても新たな業務が本格実施されるとともに、法令改正に伴い、令和7年度における新規業務の追加が予定されるなど、従前に比し、契約取扱件数が大幅に増加する見通しであったことから、前述のとおり、各種の事務効率化を図りつつ契約事務の適正性を確保したことによって、契約手続に係る事務事故ゼロを達成した。

(9) 「予算決算及び会計令」の改正に準じた内規の改正準備

随意契約による場合の予定価格等の取扱いについて、職員の業務負担を早期に軽減するため、「予算決算及び会計令」の改正と同様、令和7年度当初から政府に準じた取扱いが可能となるよう機構内規の改正準備を行った。

5. 自己評価の実施

令和6年度調達等合理化計画の実施状況は上記1～4に記載のとおりであり、それらを達成するため、限られた人員体制の中で中期計画に基づく取組を着実かつ適正に実施するとともに、効率的かつ効果的な調達事務を進められるよう、様々な業務改革に積極的に取り組んだ。

以上から、令和6年度における調達の合理化に十二分に取り組み、目標を超える成果を上げたことから、自己評価は「A」とした。

6. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、財務部担当理事を総括責任者とする契約手続審査委員会により、調達等合理化に取り組んだ。

また、契約手続審査委員会に令和6年度計画の実績及び自己評価(案)を報告した。

総括責任者
メンバー

財務部担当理事
総務部長、財務部長

(2) 契約監視委員会による審査

令和7年5月26日に契約監視委員会を開催し、新規の競争性のない随意契約、一者応札・応募案件及び令和6年度計画の実績等について、点検・評価を受けた。

以上